

天童市水道スマートメーター導入事業 公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月25日
山形県天童市上下水道課

天童市水道スマートメーター導入事業 公募型プロポーザル実施要領

1. 事業概要

(1) 名称

天童市水道スマートメーター導入事業

(2) 目的

本市で進めているDX推進の一環として、水道検針業務の効率化のため水道スマートメーターを導入するもの。

具体的には、既存の水道メーターを無線端末と接続された電子メーターに切り替え民間の公共電波網を利用することにより、水道の使用水量について遠隔で自動検針できるようにする。これにより中山間地域や大規模工場など降雪期に目視で検針が出来ないような箇所でも正確な検針ができるようになるほか、リアルタイムで上下水道事業所内から使用水量を確認できる。

この度、上記検針業務の効率化と一般市民等、水道利用者の利便性向上を図るため、公募型プロポーザル方式により各事業者から優良な提案を募集し、機能面等を総合的に判断し、事業者を選定する。

(3) 対象業務

別添の「天童市水道スマートメーター導入事業業務仕様書」(以下「業務仕様書」という。)を参照のこと。

(4) 業務期間

ア 自動検針システム導入期間・・・契約締結日から令和8年3月末まで

イ 自動検針システム仮運用期間・・・システム導入期間中に設定し、検針値取得状況を確認する。

ウ 自動検針システム利用開始・・・令和8年4月1日から

ただし、本業務に必要な各物品の納品及び提供時期は以下のとおりとする。

(ア) 無線通信端末及びその接続に必要な資材

令和7年9月末日までに納品すること。

(イ) 自動検針システム

令和8年3月末日までに利用可能な状態で提供すること。

※上記は天童市と受注者との協議により変更することがある。

※令和8年度以降については、契約事業者と別途協議のうえ事業を継続するものとする。

(5) 令和7年度中に水道スマートメーター設置を予定している箇所(別添3)

ア 天童市田麦野地域：90箇所(民家等80箇所、市有施設10箇所)

イ その他：10箇所(田麦野地域に先行して市役所等に試験的に設置)

2. プロポーザル参加に関する条件等

(1) 参加資格要件

- ア 官公庁との契約の実績及び本事業と類似の実績を多数有していること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に該当しない者。

(2) 参加資格確認基準日

参加資格の確認基準日は、参加表明書及び企画提案書の提出締切日（令和7年5月16日）とする。

なお、参加者が委託契約の締結日までの間に参加資格を欠くに至った場合は失格とする。

(3) 契約上限価格（令和7年度、提案限度額）

令和7年度中における本業務の契約上限額は次のとおりとする。

1, 400, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

費用の内容＝無線通信端末及びその接続に必要な資材の購入費用（100台分）、自動検針システム利用料及び通信費（令和7年10月から令和8年3月までの半年分と仮定）

※「電子メーターの調達」及び「電子メーター・無線通信端末の設置工事」は天童市が別途実施する。

(4) 募集に関する留意事項

ア 公正な募集の確保

参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

イ 募集の取りやめ等

天童市は次の場合には、当該参加者を参加させず、又は募集の延期若しくは中止することがある。この場合、参加者が損害を受けることがあっても、天童市はその賠償の責を負わない。

（ア）参加者が連合しまたは不穩の行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。

（イ）天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと天童市が認めるとき。

ウ 募集説明の承諾

参加者は、「参加表明書」及び「企画提案書」の提出をもって、当該実施要領及び業務仕様書の記載内容を承諾したものとみなす。

エ 費用負担

「参加表明書」及び「企画提案書」の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

オ 提出書類の取扱い

(ア) 著作権

参加者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該参加者に帰属する。ただし、公表、展示その他天童市が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、天童市は必要な範囲でこれを無償で 사용할 ことができる。この場合、参加者の技術・商業上のノウハウは公表しない。

(イ) 提出書類の返却等

参加者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差替え又は再提出は、天童市が指示した場合を除き認めない。

(ウ) 確認書類の提出

提出書類の内容を確認するため、確認書類（契約書、証明書の写し等）の提出を求めることがある。

(エ) 提出書類の無効

提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書又は企画提案書を無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

カ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負う。

キ 提供資料の取扱い

天童市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に係る検討の範囲であっても、天童市の上承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、または内容を提示したりしてはならない。なお、天童市が求めた場合は、本プロポーザルに係る情報（複写、引用、加工等した情報を含む）を速やかに返却又は廃棄すること。

ク その他

天童市は募集説明等に定めるものの他、募集の実施に関して必要な事項が生じた場合には、その都度参加者に通知する。

3. 募集及び選定等の日程

募集広告から契約締結までの日程は、下記のとおり予定している。ただし、応募書類の提出状況、審査の進捗状況等により変更となる場合がある。

項 目	日 程
募集告示及び募集説明等の公表	令和7年4月25日
関係書類等に関する質問の受付	令和7年4月28日～5月9日
参加表明書及び企画提案書の受付締切	令和7年5月16日
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和7年5月下旬
選考結果の通知	令和7年5月下旬
詳細協議 ※1	令和7年5月下旬
契約事業者の選定 ※2	令和7年5月下旬

※1 契約候補者は、最終提案書の作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、天童市との間で詳細協議を行うものとする。

※2 契約候補者は、天童市との詳細協議が整えば契約を締結し契約事業者となる。契約候補者との協議が整わない場合には、次点候補者との詳細協議を行い、契約事業者を選定する。なお、契約までの費用については、契約候補者または次点候補者の負担とする。

4. 募集に関する手続き等

(1) 関係書類等に関する質問の提出

関係書類等の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり天童市へ提出すること。

ア 提出期間 令和7年4月28日（月）～5月9日（金）

イ 提出方法

「募集説明等に関する質問書」に必要事項を記入し、電子メールにより「7. 本業務に関する問合せ先」宛に提出すること。電子メールの件名は「募集説明等に関する質問」とし、メールの着信確認は送信者の責任において行うこと。

(2) 募集説明等に関する質問への回答について

募集説明等に関する質問の回答は、受付後概ね3日以内（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）随時、本業務に係るホームページ上で公表する。回答の公表にあたっては質問者名を匿名化する。

また、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する質問については、当該質問者のみに回答する。

(3) 参加表明書及び企画提案書の提出

参加者は「参加表明書」及び「企画提案書」「参考見積書」を下記のとおり提出すること。

ア 提出期限

令和7年5月16日（金） 17時必着

イ 提出方法

直接持参または郵送（期日必着）によるものとする。

ウ 提出先

〒994-0013 山形県天童市老野森一丁目3番25号
天童市上下水道事業所上下水道課

5. 審査と受託者の決定

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等の審査にあたって、提案内容の確認等のため、参加者へプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する場合がある。その場合、日時・場所については別途参加者へ通知する

(2) 優先交渉権者の決定

参加資格の確認及び企画提案内容の審査を行い、参加者の中から優秀提案者を決定し契約交渉を行う。審査の詳細については、別添1の「提案評価基準」を参照のこと。

(3) 選考結果の通知

審査決定後、選考結果を参加者へ速やかに書面で通知するとともに、本業務に係るホームページで公表する。

ホームページへ公表する際は、優秀提案者以外の参加者が特定できないよう配慮するものとする。

(4) 参加者がいない場合の取扱い

参加者がいない場合、発注者はその旨を速やかに本業務に係るホームページで公表する。

(5) 参加者が1者であった場合の取扱い

参加者が1者であった場合も提案評価基準に従い審査を行う。

(6) 契約手続き

ア 業務契約の締結

発注者は、優先交渉権を獲得した事業者に見積書の提出を求めるとともに契約交渉を行い、業務契約を締結する。

イ 優先交渉権者が業務契約を締結しない場合

発注者は、優先交渉権者が業務契約を締結しないときは、企画提案審査結果の上位から順に契約交渉を行う場合もある。

6. 提出書類

(1) 募集内容等に関する質問時の提出書類

募集説明書の内容に関して質問があるときは、以下に示す書類を E-mail にて提出すること。

提出書類	様式	作成要領等
質問書	様式 1	・ 質問がある場合に提出。 1 質問に対し 1 枚を使用し提出すること。

(2) 参加表明時の提出書類

プロポーザルへの参加を表明する時は、以下に示す書類を 1 部提出すること。

提出書類	様式	作成要領等
参加表明書	様式 2	・ 必要事項を漏れなく記載すること。 ・ 必ず押印すること。
事業者概要		・ 必要事項を漏れなく記載すること。

(3) 企画提案書類提出時の提出書類

ア 作成に当たっての留意事項

提出書類の作成にあたっては、発注者から特別な指示がない限り、次の事項に留意すること。

(ア) 企画提案書は項目ごとに簡潔かつ明瞭に記述すること。提案本編以外に付属資料や図面等を巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明記すること。

(イ) A4 ファイル綴じとする。図面等で A3 版を使用する場合は A4 に織り込むこと。

(ウ) 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時間とする。

(エ) 企画提案書の様式は Microsoft Word、Excel、PowerPoint（すべて Windows 版）のいずれかにより作成すること。

(オ) 原則として横書きで記載すること。

(カ) 使用する文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。ただし、図面や画像中の文字サイズについては、この限りではない。

(キ) 作成にあたっては別添 1 「提案評価基準」 3 (2) 企画提案書の審査項目を十分に踏まえ作成すること。

イ 提出書類

企画提案書提出は、以下に示す書類を提出すること。提出する部数は「企画提案書提出届」（様式 2）については 1 部、「企画提案書」については 5 部（正本 1 部、副本 4 部）とする。

提出書類	様式	作成要領等
企画提案書提出届	様式 4	・ 必要事項を漏れなく記載すること。 ・ 必ず押印すること。

企画提案書	6 提出書類 (3) のとおり	・別添1「提案評価基準」3(2) 企画提案書の審査項目を十分に踏まえ作成すること。
業務実績報告書	様式5	・過去5か年の同種または類似実績を示す資料（契約書、報告書の概要、協定書等の写し）を添付すること。
企画提案書の電子データ	－	・上記企画提案書を通して印刷できるようにしたPDF形式の電子データ一式をメールにて提出すること。
参考見積書	様式6	・別添2「事業費等算出条件」に沿って積算すること。

(4) 参加事態時の提出書類

プロポーザルへの参加を辞退する時は、以下に示す書類を1部提出すること。

提出書類	様式	作成要領等
辞退届	様式7	・必要事項を漏れなく記載すること。 ・必ず押印すること。

(5) 諸手続を代理人に委任する場合の提出書類

諸手続を代理人に委任する場合は、以下に示す書類を1部提出すること。

提出書類	様式	作成要領等
委任状	様式8	・書類提出等の手続を代理人により行う場合は提出すること。

7. 本事業に関する問合せ先

天童市上下水道事業所 上下水道課 経営企画係 担当／赤塚

住 所 〒994-0013

山形県天童市老野森一丁目3番25号

電 話 023-654-1111 内線442

F A X 023-654-1460

E-mail suidou-keiei@city.tendo.yamagata.jp

U R L <https://www.city.tendo.yamagata.jp>